人権尊重・差別禁止方針

株式会社 大西組

制定日	令和 8 年 10 月 2 日
会社名	株式会社 大西組
承認	代表取締役　佐藤　玄太

第 1 条（目的）

本方針は、株式会社大西組（以下「会社」という。）が、すべての役員及び従業員の人権を尊重し、不当な差別及びハラスメントを防止するとともに、誰もが安心して働くことのできる職場環境を形成するための基本方針を定めることを目的とする。

第 2 条（人権の尊重）

会社は、事業活動において、一人ひとりの人格及び個性を尊重し、人権を侵害する行為を行わない。

第 3 条（差別の禁止）

会社は、性別、年齢、国籍、人種、民族、出身、障がい、疾病、宗教、信条、社会的身分、家族状況、性的指向、性自認その他本人の責任によらない属性等を理由とする不当な差別的取扱いを行わない。

第 4 条（ハラスメントの禁止）

会社は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメントその他人格又は尊厳を傷つけ、就業環境を害する言動を認めない。既存の就業規則に定める服務規律を遵守する。

第 5 条（採用及び処遇）

採用、配置、教育、評価、昇進その他の人事上の取扱いについて、業務上の合理的な理由なく差別的な取扱いを行わない。

第 6 条（相談及び報告）

人権侵害、差別又はハラスメントに関する相談・報告があった場合、会社は事実関係を確認し、必要な是正措置及び再発防止措置を講じる。相談・報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

第 7 条（プライバシーの保護）

相談・報告への対応に当たっては、関係者のプライバシー及び個人情報を適切に取り扱う。

第 8 条（周知及び教育）

会社は、本方針及び就業規則に定めるハラスメント禁止等の事項を役員及び従業員に周知し、必要に応じて教育又は啓発を行う。

第 9 条（見直し）

会社は、法令、社会情勢及び職場環境の変化等を踏まえ、本方針を必要に応じて見直す。

附則

本方針は、令和 8 年 10 月 2 日から施行する。